

## 土砂災害に関する「高齢者等避難」「避難指示」発令時

### 「宇和島市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金」対象行政区

※一部の地域を対象に避難指示等を発令する場合があります。その場合は発令対象の行政区が補助対象となります。

〈避難対象区域(土砂災害の避難指示等の発令対象区域)〉

地区名	行政区名
<b>宇和島地区</b>	
宇和津地区	宇和津町1～3丁目、笹町1丁目、野川2～4区、大超寺奥1～2区、妙典寺前1～5区、神田川原1～2区
明倫地区	佐伯町1丁目、神田川原3区、元結掛1～2丁目、山際1～3丁目、新田町3～4丁目、坂下津1～2区、保手1～5丁目、並松1丁目、長堀1～3丁目、別当4～5丁目、青葉台1丁目、丸之内1・3～5丁目
鶴島地区	坂下津3区、戎山
天神地区	錦町、天神町、丸穂町1～3丁目、丸穂5区、丸穂新田団地、大宮町1～3丁目
和霊地区	柿原1～2区、伊吹町東通1・4区、伊吹町西通1区、伊吹町北通1～2区、北宇和島町、和霊東町1～3丁目、和霊町西通1～2区、和霊町北通
住吉地区	須賀通3区、藤江1～2区、住吉町2丁目、住吉3区、大浦1～3区、赤松
番城校区	本川内、並松、並松2丁目、川内1～2区、宮下、寄松、薬師谷、薬師谷団地、保田、祝森上・中・下
九島地区	蛤、百之浦、本九島1～2区
石応地区	白浜、石応1～2区
小池地区	平浦、蕨、小池、小浜、大小浜
三浦地区	船隠、天満1～2区、豊浦、尾崎、大内、安米
高光地区	下高串、家藤、徳之森、奥高串、本村、江ノ組、日ノ組、中組、新屋敷、上光満
下波地区	大池、神崎、柿之浦、東、結出、西、島津、狩津
遊子地区	明越、矢の浦、小矢の浦、甘崎、番匠、魚泊、水荷浦、津の浦、
蔭淵地区	高助、横浦、豊の浦、宮市、宿の浦、大島、矢ヶ浜
戸島地区	本浦、小内浦、嘉島、郡
日振島地区	喜路、明海、能登

<b>吉田町地区</b>	
吉田地区	北小路1、東小路1、桜丁、大工町、裡町1～3、本町1・3、元町、御舟手、横網代、君ヶ浦、御殿内1～4、太鼓場、煙硝蔵、向山、新田、鶴間、鶴間団地1～2、浅川、知永、サンランド、愛生寮
奥南地区	板ノ浦、中浦、古浦、船間1～2、大良、惣代、南君西・東、立目、牛川
喜佐方地区	鳥首、沖村中・上・下、東蓮寺谷、検校谷、河内中・上、筋
玉津地区	池の浦、深浦下・上、宮の浦西・東、和田、浜、与村井西・中・東、脇中島、日の平、奥南、先新浜、畦屋三つ尾、花組
立間地区	寺家郷蔵、白井谷、奥白井谷、中組、荒巻、柏木、東八反代、大河内下・上、医王寺下下・上・中、蔭竹城下、屋敷、引地雪森、小名、中之谷、高城
<b>三間町地区</b>	
成妙地区	是能、曾根、成家、則、大藤
三間地区	黒井地、戸雁、宮野下村、北増穂、小沢川、川之内、元宗、増田、土居中、迫目、務田
二名地区	田川、金銅、土居垣内、古藤田、大内、是延、三間中間、黒川、音地
<b>津島町地区</b>	
岩松地区	三島拝高、御幸、若宮、新川岸、上本町一～二、土居ノ奥、浜田町、下本町一～二、港町一～三、寿町、芳原、玉ヶ月
高田地区	稻中、久保津、下谷、上谷、遠近、熱田、保木、汐入、磯
近家地区	餅ノ江、干拓、蔵座、西本谷、行谷、左近谷一～二
増穂地区	神田、中ノ川、本俵、繁近、知行地、音地、元屋敷、海前、元井ノ川、藤井、追ノ川沖、追ノ川岡、豊田、吉井
岩渕地区	岩渕前一～二、岩渕後一～三、下芋地谷、新開、野井口、野井
山財地区	夙部、寺ノ下、山財谷、山財谷組、五郎丸、長野、大川原、熊野、清重、上芋地谷、馬ノ渕、湯乃香荘、大道、稲ヶ窪、御代ノ川
御槇地区	影平、一～十一区
畑地地区	於泥上・下、内田、鴨田、保場川、佐新田、上槇上・下、東組、西組、大門、三島、上組、小祝、大平、横山
下灘地区	田之浜、曾根、脇、田夙、泥目水、坪井、弓立、崩鳴、横浦、嵐、針木、浦知、塩定、柿之浦、曲鳥、平井、漁家、成、須下、後、竹ヶ島
北灘地区	鶴之浜、宗清、国延、面浦、網代、家次、木浦松、牛之浦、尻貝、掛網代、福浦、大日提、小日提谷、小日提浜